

愛媛県奨学のための給付金 (県外私立学校用)

愛媛県では、**授業料以外の教育費の負担軽減を図る**ため、次の要件を満たす私立高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く））の生徒の保護者等に対し、「私立高等学校等奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給しています。

保護者の失職等により家計が急変した世帯を含め給付を行います。

なお、令和7年4月1日を基準日とする新入生に係る早期給付（1/4支給額）を受給された場合も、7月分以降の給付は7月1日を基準日として支給要件を確認しますので、改めて申請が必要となります。

※家計急変による申請につきましては、あらかじめ、愛媛県私学文書課までご相談ください。

※本給付金は、**保護者等が在住する都道府県において支給**することとなりますので、**愛媛県外に在住の方は、お住まいの都道府県にお問合せください。**

1 支給要件（基準日時点で次の要件を全て満たすこと）

基準日時点で下記の要件を満たしている必要があります。

基準日については
「6 その他」をご確認ください

- (1) 保護者等が愛媛県内に住所を有している
- (2) 次の（ア）～（エ）のいずれかを満たしている
 - （ア）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が**非課税**の世帯（生活保護受給世帯を含む）
 - （イ）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が**105,500円未満**の世帯（専攻科生のみ）
 - （ウ）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が**264,500円未満かつ扶養される子が3人以上**の世帯（専攻科生のみ）
 - （エ）家計急変により保護者等の収入が減少して、当該保護者等の世帯が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が（ア）～（ウ）のいずれかに相当する世帯（イ、ウについては専攻科生のみ）
- (3) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している。
- (4) 児童福祉法による措置費等の支弁対象者であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

2 支給額（対象生徒一人あたりの額）

給付回数には上限があります。
詳しくは「6 その他」をご確認ください。

世帯区分	通信制以外	通信制	専攻科
	年額	年額	年額
生活保護(生業扶助)受給世帯	年額52,600円 (早期給付受給者支給額39,450円)	年額52,600円 (早期給付受給者支給額39,450円)	年額52,100円 (早期給付受給者支給額39,075円)
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 (生活保護〔生業扶助〕非受給世帯) ※家計急変により非課税に相当すると認められる世帯も含む	年額152,000円 (早期給付受給者支給額114,000円)	年額52,100円 (早期給付受給者支給額39,075円)	年額52,100円 (早期給付受給者支給額39,075円)
道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円未満の世帯 ※家計急変によりこれに相当すると認められる世帯も含む			年額10,420円 (早期給付受給者支給額7,815円)
道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養される子が3人以上の世帯 ※家計急変によりこれに相当すると認められる世帯も含む			年額10,420円 (早期給付受給者支給額7,815円)

☆ 7月2日以降に家計急変した世帯については、申請書を提出した日の翌月の月数等に応じて支給額が異なりますので、下記（例）を参考にしてください。

例 通う学校：通信制以外 扶養人数：1人 申請日：10月15日の場合
支給対象月は11月から翌年3月の5か月分

$152,000円 \times 5 \div 12月 = 63,333円$ （5か月分）※小数点以下切捨て

3 申請方法

「受給申請書（様式第1号（家計急変の申請は様式第1号の2））」に、次の世帯区分ごとに掲げる書類を添付し、提出期限までに私学文書課へ郵送又は持参し提出してください。

世帯区分	添付書類
生活保護（生業扶助）受給世帯	生業扶助受給証明書（様式第4号）（※1）
	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）（※2）
	在学証明書（様式第2号）（※3）
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯、 所得割額が105,500円未満の世帯、 または所得割額が264,500円未満かつ扶養される子が3人以上の世帯 （生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）（※4）	次の書類のいずれか1つを提出（保護者等全員分必要） ・マイナンバーカードの写し（個人番号が確認できる書類の写し）（※5） ・ 令和7年度 課税証明書（コピー可）（※6） ・ 令和7年度 特別徴収税額決定通知書（コピー可） ・ 令和7年度 納税通知書（コピー可）
	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）（※2）
	在学証明書（様式第2号）（※3）
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
	扶養親族申告書（様式第3号）（専攻科のみ）
	個人対象要件証明書（様式第5号）（専攻科のみ）（※7）
家計急変世帯 （申請日現在において家計が急変したことにより世帯収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が支給要件に記載の額に相当することとなった世帯）	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）（※2）
	在学証明書（様式第2号）（※3）
	保護者等の収入が減少した事由を記載した書類（※8）
	保護者等の収入が減少する前の保護者等の収入を証する書類（課税証明書等）（※6）
	家計急変により保護者等の収入が減少して、当該保護者等の世帯が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が支給要件に記載の額に相当することを証する書類（※9）
	扶養誓約書（様式第6号）
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
	個人対象要件証明書（様式第5号）（※7）及び扶養親族申告書（様式第3号）（専攻科のみ）

（注）「生活保護受給証明書」及び「住民票」は、**基準日以降の日付**のものを添付してください。

- ※1 従来の「生活保護受給証明書」などにより、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、様式第4号の提出は不要です。その場合は、「生活保護受給証明書」等を提出ください。
- ※2 **単身赴任者を含む世帯全員が記載された住民票が必要**です。ただし、高校生等に兄弟姉妹がおり、当該兄弟姉妹が別居している場合は、兄弟姉妹の住民票については提出不要です。
- ※3 **在学証明書は、所定の様式（様式第2号）により、在籍する学校が証明したものを提出**いただくようお願いいたします。**学校独自の在学証明書は利用できません。**
- ※4 税の申告を行っていないため道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、確定申告を行った上で、給付金を申請してください。
- ※5 個人番号を確認できる書類は「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼付の上、提出してください。なお、就学支援金又は学び直し支援金又は専攻科支援金の申請時に、愛媛県に個人番号を確認できる書類等を提出済みである場合は提出不要です。ただし、**税情報の取得ができなかった方、無職無収入の控除対象配偶者の方は、「課税証明書」等の提出が必要**です。
- ※6 専攻科生で課税証明書を提出する場合は扶養親族の記載が省略されていないものの提出が必要です。
- ※7 所定の様式（様式第5号）により、在籍する学校が証明したものの提出が必要です。
- ※8 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等
- ※9 給与所得者
 - ・会社作成の給与見込（家計急変発生後1年間分）
 - ・家計急変後の給与明細書（3か月分以上）

個人事業主等の上記以外の者

- ・税理士又は公認会計士の作成した書類（家計急変発生後1年間分）
- ・前年の確定申告書、所得確認書（参考様式第1号）及び家計が急変した月から申請日の前月までの売上・経費等が記載された帳簿等の写し（3か月分以上）

4 申請期間・提出先（問い合わせ先）

提出期限：通常申請・・・**令和7年9月5日（金）【必着】**

（秋入学の場合は入学後1カ月以内に提出。また、上記期間に提出できなかった場合は令和7年11月28日（金）まで受付可能です。）

家計急変・・・**令和7年9月5日（金）【必着】**

※提出期限後の家計急変の申請は、随時

（ただし、最終期限は令和8年3月2日（月）【必着】）

提出先：〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

愛媛県総務部総務管理局私学文書課 TEL：089-912-2221

5 申請書等配布場所

○私学文書課（松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁本館4階）

○ホームページからダウンロード <https://www.pref.ehime.jp/page/5130.html>



申請書への記入の仕方や、必要書類についての詳細も掲載しています。

6 その他

○提出した書類により審査を行い、支給が決定された場合は指定口座に振込みます。

【支給時期】12月下旬頃（予定）

秋入学等の場合：翌年2月頃（予定）

※家計急変による申請につきましては、申請時期により支給時期が異なります。

※書類不備等の理由により、支給が別日となる場合があります。

○虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合、給付金の返還と加算金を納付することとなります。

○基準日とは

原則 令和7年7月1日（秋入学など7月以降に入学する場合は入学日）

家計急変世帯

令和7年7月1日までに家計急変した世帯・・・7月1日

令和7年7月2日以降に家計急変した世帯・・・申請書を提出した日の翌月初日
（申請日が月の初日の場合は、その日）

○給付回数は高校生等1人につき年1回・通算3回（定時制・通信制の場合は4回）が上限です。（ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）対象者である場合、上記回数に加えて1回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）、給付を受けることができます。）なお、早期給付のみの受給及び早期給付と7月から翌年3月分の給付金の両方を受給した場合の当該年度の受給回数はどちらも1回と数えます。